

「岩手県国土強靱化地域計画」（仮称）における
「施策分野」ごとの脆弱性評価結果（案）

【個別施策分野】

1) 行政機能・情報通信分野

行政機能

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、国土整備部】

（県庁舎の強化）

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、併せて 21 棟あり、順次耐震化を進めているところ。
- 大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。
- 今後も、計画的に、継続して県庁舎及び各地区合同庁舎の耐震化を図る必要がある。

[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国 68.9% (H24)

（市町村庁舎の強化）

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎（階数 3 以上かつ床面積の合計 1,000m² 以上）は 74 棟あるが、平成 25 年度末までに 50 棟が耐震化済みである。
- 市町村では、財政状況を考慮しつつ、概ね計画どおりに耐震化を進めているところ。
- 大地震時の大規模災害時における災害対策本部機能を確保するために、今後も、計画的に、市町村庁舎の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状] 市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25)

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

- 本庁舎版 BCP（平成 25 年度策定）をもとに、平成 26 年度中に全ての合同庁舎で BCP を策定済。平成 27 年度以降は、防災訓練等を通じた BCP の検証を行う必要がある。
- 出先機関等の単独公所についても、BCP 作成に係る対応方針に基づき、平成 27 年度中に BCP の策定を進めることとしており、現在、公所を所管する各部局において、公所毎の事情等を勘案しながら、具体的な対応方法等について検討を行っているところ。

[現状] 県災害時業務継続計画（BCP）を策定する本庁舎及び合同庁舎数 15 庁舎 (H26)

《避難体制整備》【総務部】

（避難場所の指定・整備）

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に基づき、市町村は新たに緊急避難場所及び避難所を指定する必要があるが生じており、22 市町村が指定済みである。
- 今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。

[現状] 緊急避難場所等を指定した市町村 22 市町村 [67.0%] (H26)

（避難勧告等発令基準の策定）

- 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、市町村に土砂災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働き掛けた結果、全市町村において策定済みとなっている。

- 今後は、洪水災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働き掛けるとともに、発災時に円滑に市町村が避難勧告等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく必要がある。

[現状] 市町村の策定状況（津波） 12 市町村 [100.0%] (H26) 全国 80.0% (H25)
市町村の策定状況（土砂災害） 33 市町村 [100.0%] (H26) 全国 77.0% (H25)
市町村の策定状況（洪水災害） 14 市町村 [42.0%] (H26) 全国 78.0% (H25)

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部】

（広域防災拠点の配置、防災拠点の充実）

- 平成 24 年度策定の広域防災拠点整備計画、平成 25 年策定の広域防災拠点配置計画を踏まえ、広域防災拠点の具体的な運用方法、活動手順及び連携対策等を定めた広域防災拠点運用マニュアルを平成 27 年 3 月に策定。今後、運用マニュアルをもとにした訓練等での検証を行い、平成 28 年度からの本格運用につなげる必要がある。

[現状] 広域防災拠点配置数 5 箇所

（非常物資の備蓄体制の強化）

- 県災害備蓄指針に基づいて、今後 5 年をかけて広域防災拠点に配備を行う災害備蓄物資等について、順次備蓄を開始しているところであり、引き続き、計画的な整備を推進していく必要がある。

[現状] 広域防災拠点における備蓄量 (H26) 食料（乾パン、アルファ化米、カロリーメイト）9,160 食
飲料水（20ペットボトル）10,800 本
毛布 290 枚
簡易トイレ 34,500 回（100 回×345 箱）

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

- 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の火災予防、震災時の避難、風害対策、大雨時の土砂災害対策、異常気象時の点検等の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- 実効性がある計画となるよう、地元自治体を中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。
- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
- 世界遺産である平泉の文化遺産や橋野鉄鉦山・高炉跡、世界遺産登録を目指している一戸町御所野遺跡が、大規模災害により被害を受けた場合の復旧を支援するとともに、資産と周辺の維持管理・パトロールを行いつつ、所有者・管理者・関係機関との日常的な連携・情報共有が必要である。

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

- 県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。
- 今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。

[現状] 特定動物飼養施設への立入調査実施率 100.0% (H26)

警察

《災害警備本部機能の強化》【県警本部】

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき災害警備の他、治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図っている。
- 災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎の耐震化率及び非常用発電設備の整備率は、ともに100%である。
- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に際しても、人命救助や治安維持活動等を機動的かつ的確に実施できるよう、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を進める必要がある。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、代替庁舎を確保するとともに災害警備本部機能の移転訓練を行っている。
- 執務時間外において、災害が発生した場合に迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、非常招集訓練を行っていく必要がある。

| | | | |
|------|--------------------|--------------|----------------|
| [現状] | 災害警備計画の策定 | 年1回 (H26) | |
| | 警察庁舎の耐震化率 | 100.0% (H26) | 全国 78.8% (H26) |
| | 警察庁舎の非常用発電設備の整備率 | 100.0% (H26) | |
| | 災害警備本部機能移転訓練等の実施回数 | 年3回 (H26) | |

《災害対策用装備資機材等の更新整備》【県警本部】

- 災害時の非常連絡手段として、警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に衛星携帯電話を配備している。
- 今後は、災害時において有効に機能発揮できるよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要がある。
- 災害発生初期から現場で活動する職員の食料、飲料水供給などの後方支援体制が整うまでの間の非常食について、更新計画に基づき備蓄しており、備蓄率は計画値に対して100%である。
- 非常食の保管管理を徹底し、災害発生時、非常食を迅速・的確に供給できるよう継続して非常食の更新整備を行っていく必要がある。

| | | |
|------|-------------|--------------|
| [現状] | 衛星携帯電話の配備台数 | 20台 (H26) |
| | 非常食の備蓄率 | 100.0% (H26) |

《災害対処能力の向上》【県警本部】

- 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊との連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。
- 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。
- 今後も、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に係る危機意識の醸成を図るため、施設や資機材を整備の上、教養・訓練を継続する必要がある。

| | | |
|------|----------------------------|------------|
| [現状] | 広域緊急援助隊による関係機関と連携した訓練の実施回数 | 年2回 (H26) |
| | 警察署等における災害警備に係る人材の育成 | 年20人 (H26) |

《災害に備えた道路交通環境の整備》【県警本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置の整備を進めている。
- 東日本大震災津波後は沿岸地域の主要交差点への重点的な整備を推進してきたが、今後は県下全域を対象とし、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備を進める必要がある。
- 災害発生時の緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関し、一般社団法人日本自動車連盟東北本部岩手支部と覚書を取り交わし、道路障害物の排除活動に係る支援体制を確立している。
- 災害発生時の信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事の実施に関し、一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会及び一般社団法人全国道路標識・標示業協会東北支部岩手県協会と協定を締結し、被災施設の機能確保及び回復を図るための支援体制を確立している。
- 今後も、有事における支援・協力体制を確保するため、事業者との連携を強化する必要がある。
- 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合における緊急通行車両の確認及び標章等の交付について、地方公共団体及び民間事業者から事前届出を受理しているが、早急な災害応急対策に資するため、今後、事前届出制度について、関係団体等への指導を行うとともに、適正な確認を行う必要がある。

[現状] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数

61 台(H26) 全国 5,830 台(H26)

道路障害物の排除活動に係る協力要請団体 1 事業所(H27)

交通安全施設の被害調査・応急復旧に係る協力要請団体 2 団体(H27)

緊急通行車両の事前届出 8,223 台 (H27.5)

《被留置者の逃走・事故防止》【県警本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、留置施設のない宮古・釜石警察署を除く全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について留置場非常計画を策定の上、護送訓練を実施している。
- 東日本大震災津波発災時においては、沿岸署において非常計画に基づく各指定場所への護送を実際に行っている。
- 今後も、被留置者の逃走等を防止するため、非常計画に基づく護送訓練を継続して実施する必要がある。

[現状] 留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属 15 署 (H26)

消防

《地域の消防力の強化》【総務部】

(消防本部・消防署所等の耐震化)

- 消防本部及び消防署等の耐震化率は 75.3%となっている。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進する必要がある。
- 総務省の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防本部、消防署の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26)

(消防団活動の充実強化)

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防衛など重要な役割を担っているが、県内では年々、消防団員数が減少している。

- 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報提供等の支援を行っていく必要がある。

[現状] 消防団の条例定数充足率 86.1% (H26) 全国 92.9% (H26)

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

- 大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートを確保する必要がある。
- 防災航空隊の効果的な部隊運用を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できるヘリコプター動態管理システムを導入し運用を図っている。
- 大規模災害等が発生し、他の都道府県防災航空隊の部隊の応援を受ける際に、知事の要請に基づき消防本部が防災航空隊に派遣する消防職員を予め登録し、航空消防防災活動を支援する体制を整えている。
- ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、課題等の検討や調整を行っている。

《救急、救助活動等の体制強化》【総務部】

- 救急救命士の措置範囲の拡大に対応した講習等を実施しているほか、救急救命士の生涯教育のための研修会を実施するなど、各消防本部に所属する救急救命士の資質向上をはかるための支援を行っている。
- 平成 28 年 5 月に移行期限を迎える消防救急無線のデジタル化整備については、平成 26 年度末までに県内 12 消防本部のうち 5 消防本部が整備済みであり、残る 7 消防本部についても全てで着手している。移行期限までに運用開始できるよう、引き続き整備を促進する必要がある。
- 総務省の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防救急無線デジタル化に着手している消防本部数 (整備済も含む)

12 本部 (100.0%) (H26) 全国 546 本部 (72.6%) (H26)

《防火対策の推進》【総務部】

- 不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査と指導を定期的に行っている。
- 消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止を図る必要がある。

《消防機関の連携体制整備》【総務部】

- 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づき、毎年度実施されている。
- 広島市の土砂災害や、御嶽山の噴火災害における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 東日本大震災津波時には、28 都道府県から、延べ 4,770 隊 17,701 名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更を踏まえ、目標登録隊数の大幅増に対応した新たな登録の推進を図る必要がある。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年 1 回 (H26)

教育**《学校施設・公立社会体育施設等の耐震化》【総務部、商工労働観光部、教育委員会事務局】****(公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化)**

- 各市町村において、幼稚園、小中学校の耐震化の推進に取り組んでいるが、学校統廃合に係る地域との協議・調整、自治体の財政状況等を要因として、平成 27 年度末までの耐震化完了 (100%) が困難である見通しが示されている。
- 県立学校の耐震改修は、「岩手県耐震改修促進計画」(対象建築物「学校等：階数 3 及び床面積 1,000 m²以上」)に基づき取り組んできているが、文部科学省の「耐震改修状況調査」(対象建築物「2 階建て以上又は延べ床面積 200 m²超」)では、全国の進捗率に比較し、高等学校の耐震化の取組みに遅れが生じている。
- 他県の状況を踏まえ、文部科学省が示す対象建築物の耐震化に向けた一層の促進を図る必要がある。
- 公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。

| | | | |
|------|-------------------------------------|--------------|----------------|
| [現状] | 公立幼稚園の耐震化率 | 82.8% (H27) | 全国 86.7% (H27) |
| | 公立小中学校の耐震化率 | 92.6% (H27) | 全国 95.6% (H27) |
| | 公立高等学校の耐震化率 | 84.9% (H27) | 全国 93.7% (H27) |
| | (「岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化率 97.8% (H27)) | | |
| | 公立特別支援学校の耐震化率 | 100.0% (H27) | 全国 98.1% (H27) |

(私立学校の耐震化)

- 私立学校の学校安全計画 (災害安全点検) の策定や学校施設の耐震化は、全国と比較して進んでいない。
- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時に地域住民の避難所として利用されることもあることから、日常的な点検や施設の耐震化等により安全性を確保する必要がある。
- 多数の児童等が同時に被災することを防ぐため、天井の脱落対策等も含め私立学校が行う計画的な耐震化等の取組を促進していく。

| | | | |
|------|---------------------------|-------------|----------------|
| [現状] | 私立学校の耐震化率 | 72.5% (H26) | 全国 80.6% (H26) |
| | 私立学校の学校安全計画 (災害安全点検) の策定率 | 68.0% (H25) | 全国 89.7% (H25) |

(県立職業能力開発施設の耐震化)

- 耐震診断が必要な県立職業能力開発施設は 3 施設あり、平成 26 年度に 1 施設終了し、平成 27 年度に 1 施設実施予定としている。
- 老朽化した県立職業能力開発施設について、耐震診断を行うことにより、必要な改修工事等の検討を進める必要がある。

| | | |
|------|--------------------|-------------|
| [現状] | 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 | 33.3% (H26) |
|------|--------------------|-------------|

《学校防災体制の確立》【教育委員会事務局】

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定したところ。
- 各学校では、これらをもとにマニュアルの見直しを行い、各校や地域の実情に応じた避難訓練等を実施しているが、より一層家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、学校の防災体制の確立を図っていく必要がある。

《防災教育の推進》【総務部】

- 県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したところ。
- 今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、必要な研修等を行っていく必要がある。

[現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類
防災教育研修会への参加市町村 33市町村 [100.0%] (H26)

《復興教育研修会の開催》【教育委員会事務局】

- 平成26年5月に復興教育副読本を発行、県内公立小中学校(特別支援学校含む)に配架し、各学校で副読本を活用した復興教育・防災教育に取り組んでいる。
- 副読本は、津波をはじめ様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう、学校へ働きかけていく必要がある。

情報通信

《住民等への情報伝達の強化》【総務部、教育委員会事務局】

(災害情報の円滑な伝達)

- 県立文化施設等(図書館・美術館・博物館等)の来館者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。
- 観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、総務省の観光・防災Wi-Fiステーション整備事業の活用や民間整備への働きかけ等、公衆無線LAN環境の整備を進める必要がある。
- J-アラートと防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段を自動起動機による接続については、全市町村で対応済み。

[現状] J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村(自動起動機整備市町村)

33市町村 [100.0%] (H26)

《災害情報システムの整備》【総務部】

- 全市町村において災害情報集計システムを活用しているが、現状のシステムは各市町村の被害情報等を集約する機能のみとなっている。
- 災害情報をGIS等にて視覚的に分析する機能や、住民への情報発信のためのJアラートへの接続機能を有した、新たな災害情報システムへの更新などを平成27年度に行う予定。

[現状] 災害情報集計システムを活用している市町村 33市町村 [100.0%]

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

(市町村の行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 市町村が保有する災害時の行政データ消失に備え、堅牢なデータセンターでの行政データのバックアップシステムを提供している。
- 県が提供するバックアップシステムに限らず、行政システムのクラウド化、行政データの遠隔地バックアップやサーバ室の耐震化等、行政機能を停止させないための対策が必要である。

[現状] 市町村行政データバックアップシステム利用市町村 5市町村 (H26)

(県の行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 県が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、サーバと同じ

場所において行われている状況である。

- 今後、災害による行政データ消失に備え、サーバと物理的に隔離された遠隔地バックアップを行う必要がある。

[現状] 県行政データとバックアップデータの保管場所 同一場所 (H26)

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

(携帯電話等エリア整備)

- 県内の携帯電話不感地域解消のため、市町村においては、無線システム普及支援事業費等補助金を活用した基地局整備に取り組んでいるが、解消率は84.3%となっている。
- 今後、災害時でも有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、通信事業者へ働き掛けを行うなど基地局整備に取り組んでいく必要がある。

[現状] 携帯電話不感地域解消率 84.3% (H26)

(民放ラジオ難聴解消)

- 地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。
- 今後、災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うことのできるラジオの難聴解消のため、総務省の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用し、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を進める必要がある。

(ブロードバンド利用環境整備)

- 県内においては、ブロードバンドは100%、超高速ブロードバンド(伝送速度が上りと下りの両方ともに「30Mbps以上の回線」)は99%の世帯で利用可能となっている。

[現状] 超高速ブロードバンド利用可能世帯率 99.0% (H25) 全国 99.9% (H25)

(通信事業者との連携)

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

訓練・連携体制

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

- 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な訓練を行っており、県・市町村・防災関係・NPO・ボランティア団体等の多様な機関が連携し、市町村における避難勧告等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策に繋げていくことが必要である。
- 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練を始めとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- 今後も防災知識の普及啓発のため、訓練のほか広報等を利用した取組を継続して行っていく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年1回

《防災訓練の推進》【総務部】

- これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。
- 各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災訓練が行われることが望ましいが、平成26年度においては4町で訓練を実施していない。
- 今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。

- 県ではこれまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施してきた。
- 今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するにあたり必要となる支援を行っていく必要がある。

[現状] 県における図上訓練の実施回数 3回 (H26)
 防災訓練を実施した市町村 29市町村 [88.0%] (H26)
 市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3市町村 (H26)

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。
- 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- 災害時における漁港・漁場関係公共土木施設等の応急対策業務を迅速に実施するため、(一社)全日本漁港建設協会岩手県支部と、災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定を締結しており、本協定を維持しながら、建設業者との連携を図っていく。
- 農村における災害発生初期段階の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、農村整備室や岩手県土地改良事業団体連合会、農村災害復旧専門技術者など官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」による応援体制を構築している。

[現状] 災害協定締結数 (県土整備部関係) 8団体 (H22)
 災害協定締結数 (農林水産部関係) 1団体 (H25)

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成 24 年 5 月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、カバー体制 (北海道・東北ブロックは関東ブロック支援を基本) の確立、連絡調整機能の「全国知事会」への付与等、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応について規定されたところ。
- 平成 26 年 10 月には「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」の改正により、本県のカバー県を秋田県とする等、より実効性のある見直しを行ったところ。
- 今後、広域応援・受援に係る組織や実施体制について、平成 27 年 3 月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県広域応援ガイドライン」の内容を踏まえながら、各道県と共同で検討を継続していく必要がある。

《技術職員等による応援体制の構築》【総務部、政策地域部、農林水産部】

- 現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。
- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働き掛けていくことが必要である。
- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査など、被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」による応援体制を構築している。
- 大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。

[現状] 被災市町村の職員確保状況 (充足率) 93.2% (H27)

《自主防災組織の結成及び活性化支援》【総務部】

- 地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成 25 年度に初めて全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。
- 東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域や県北地域においては 50%を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災サポーターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。
- 結成後の組織活性化のため、研修会を開催するとともに、消防庁の資機材無償貸付事業や、一般財団法人自治総合センターの助成等を活用した資機材の整備について支援する必要がある。

[現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国 80.0% (H26)
自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)

《孤立集落を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保》【総務部】

- 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。
- 孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある 378 集落のうち 201 集落に防災行政無線等の通信手段が配備されている。
- 通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働き掛ける必要がある。
- 通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

[現状] 孤立可能性のある集落数 378 集落 (H25) 全国 19,145 集落 (H25)
孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率 53.2% (H25) 全国 50.0% (H25)

人材育成

《防災人材育成》【総務部】

- 自主防災組織のリーダー研修会等に参加した市町村が限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。
- 岩手県地域防災サポーターの活用機会が増加しており、徐々にサポーター制度が定着してきているが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。

[現状] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)
県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26)

2) 住宅・都市分野

《住宅・大規模建築物の耐震化等》【県土整備部】

(住宅の耐震化)

- 市町村との連携のもと、木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるが、住宅の耐震化率は、全国と比較して10ポイント程度低い状況にある。
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等の活用状況が低いことなどから、住宅の耐震化に対する必要性や支援制度の周知が課題である。
- 耐震化を一層促進するために、市町村と連携し耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図る必要がある。

[現状] 住宅の耐震化率 約73% (H25) 全国 約82% (H25)

(大規模建築物の耐震化)

- 耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震診断・耐震改修への補助等の制度を設け、市町村との連携のもと、対象施設に耐震化を働き掛けている。
- 耐震診断については、所有者により概ね計画どおりに進められているところ。
- 耐震化を促進するために、耐震性不足の建築物の所有者に対し、引き続き耐震化の啓発や支援制度の周知などを図る必要がある。

(発災時の応急仮設住宅の確保等)

- 発災時に備え、応急仮設住宅を早急に確保するための供給マニュアルは整備済み。
- 建設供給について、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」をプレハブ建築協会と締結している。
- 被災者のための住宅について情報提供等を行う「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を（一社）岩手県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会岩手県本部と締結している。

《公営住宅の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 既存の公営住宅の個別施設計画は策定済みであるが、東日本大震災津波発災後に整備が進められている災害公営住宅については、個別施設計画が未策定である。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における幹線街路の整備は、計画延長759.5kmに対して490.1kmとなっている。
- 密集した市街地を整備する街路事業では補償すべき物件が多いことに加え、土地・建物の権利関係が複雑であるため事業用地の取得に相当程度の期間を要している。
- 避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り幹線街路の整備を推進する必要がある。

[現状] 幹線街路整備進捗率 64.5% (H25) 全国 61.0% (H24)

(都市公園における防災対策)

- 県内の都市公園1,199箇所(H25)のうち防災公園として位置づけている公園数は52箇所(H25)である。
- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 防災公園数 52箇所 (H25)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 市街地等の幹線道路における無電柱化を進めているところ。
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要がある。

《空き家対策》【県土整備部】

- 人口減少社会の到来に伴い、岩手県内でも空き家が増加しているところ。
- 空き家の中でも特に、倒壊の恐れがある空き家や密集市街地の空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている場合がある。
- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すこと、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率 13.8% (H25) 全国 13.5% (H25)

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国 34.8% (H25)

浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) 全国 22.1% (H25)

配水池の耐震化率 27.7% (H25) 全国 47.1% (H25)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者に対し、応急給水資機材の整備の促進を図っている。
- 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数（民間企業） 3社 (H26)

(水道施設の応急復旧)

- 円滑な応急対策のため、水道事業者による応急復旧用資機材の備蓄の促進を図っている。
- 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧 2団体 (H26)

(水道災害訓練)

- 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先との関係機関との連携を図っている。
- 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年1回 (H26)

《下水道施設の防災機能の強化》【農林水産部、県土整備部】

(流域下水道施設の防災機能の強化)

- 県流域下水道の地震対策のうち重要な施設については完了済みであるが、その他施設も今後計画的に対策を進めていく必要がある。

[現状] 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率【県事業】 100.0% (H26) 全国 46.0% (H25)

(公共下水道施設の防災機能の強化)

- 布設後50年以上経過した管渠について、平成24、25年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠3.9kmについて対策が必要とされ、平成26年度末で0.3kmが対策済みである。
- 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成25年度に緊急点検・調査を行い、マンホール25箇所と管渠52区間で腐食対策が必要とされ、平成26年度末時点でマンホールは1箇所、管渠で2区間が対策済みである。
- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 布設後50年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率(マンホール) 4.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率(管渠) 4.0% (H26)

《事業継続計画(下水道BCP)の策定》【県土整備部】

- 県流域下水道BCPは平成25年度に策定済みであるが、下水道事業実施31市町村のうち28市町村で下水道BCPを策定済みであり、残る3市町も平成27年度中に策定することを目標としている。
- 今後、未策定の市町村に対し、助言等を行っていく必要がある。

[現状] 事業継続計画(下水道BCP)の策定率(県事業) 100.0% (H25) 全国 15.0% (H25)

事業継続計画(下水道BCP)の策定率(市町村事業) 90.0% (H26) 全国 15.0% (H25)

《災害時等における復旧支援に関する協定》【県土整備部】

- 県と下水道実施全31市町村の連名で、(公社)日本下水道管路管理業協会と「下水道管路施設の復旧支援に関する協定」(H26.3.28)を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請を一括して出来るようになったところ。
- 県と市町村の連名による締結は、高知県に次いで2例目。
- 今後、情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図っていく必要がある。

《下水の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 処理場、ポンプ施設については維持管理計画を策定済みであるが、管路施設の個別施設計画が未策定。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 岩手県独自の取組目標として、「岩手県汚水処理施設整備構想(いわて汚水処理ビジョン2010)」では、平成11年度～20年度の10年間に浸水被害が発生した21市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとしており、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、平成26年度末で8市町村と

なっている。

- 今後、未作成の市町村に対し作成方法を情報提供するなどし、策定の促進を図る必要がある。

[現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 38.0% (H26)

(内水危険箇所のハード対策)

- 「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン 2010）」では、「浸水被害の可能性のある家屋」を、2,623 戸（H20 年度末）から 2,200 戸（H30 年度末）に軽減することを目標としているが、平成 25 年末現在までに解消された「浸水被害の可能性のある家屋」は 94 戸となっている。
- 近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえながら、内水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。

[現状] 浸水被害想定家屋の対策実施率 22.2% (H25)

《地域コミュニティ力の強化》【政策地域部、農林水産部】

- 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域活動のリーダーの高齢化や、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。
- 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域づくりの担い手の人材育成を進めるとともに、市町村や地域づくり団体等に対する各種助成制度の有効活用を促し、多様な主体と連携しながら、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の取組を進める必要がある。
- 地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。
- 今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び地域公共交通の利用促進を図っていく必要がある。
- 災害発生時における地域住民の対応能力の向上や、発災後の地域コミュニティ機能の再構築には、地域のコミュニティ活動の活性化・持続の取組が重要である。
- 多面的機能支払制度を活用した、地域共同による農地・農業施設の保全管理の取組や、農林水産省の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民や森林所有者等の里山林等の保全管理の活動などの支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体の認定数 137 団体 (H26)

農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 27.0%(H25) 全国 35.0%(H25)

《学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援》【教育委員会事務局】

- 東日本大震災津波により、当面の新たなコミュニティ形成の必要性が生じているとともに、地域における災害時の対応力を向上するためのコミュニティを強化する必要があり、国の事業を活用し、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援に取り組んでいる。
- 沿岸部においては、外部から支援を受けて当該事業を実施してきたが、今後の継続が課題となっており、研修機会の充実を図り人材育成を推進していくことが必要である。

[現状] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26)

3) 保健医療・福祉分野

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院 11 病院については、移転新築する 1 病院を除き、全て耐震化済であるが、その他の病院及び社会福祉施設の耐震化率は全国と比較して低い状況にある。
- 大規模停電時においても、診療機能を維持できるよう、災害拠点病院を始めとする病院の自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備を進めている。
- 既存の医療提供体制整備交付金を一般病院がより活用しやすくするなど、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

[現状] 病院の耐震化率 61.5% (H26) 全国 67.0% (H26)

(社会福祉施設等の耐震化)

- 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。

[現状] 社会福祉施設の耐震化率 79.0% (H24) 全国 84.2% (H24)

《災害時における医療提供体制の構築》【保健福祉部】

(災害拠点病院の体制強化)

- 被災地の医療提供体制の維持に係る支援体制の構築・強化をするため、(一社)岩手県医師会及び(一社)岩手県歯科医師会と協定を締結している((一社)岩手県医師会との協定締結日:平成元年4月20日、(一社)岩手県歯科医師会との協定締結日:平成23年3月15日)。
- 災害発生直後の急性期におけるDMATの出動体制を強化するため、各災害拠点病院のDMAT隊が複数となるよう、国主催の養成研修への参加や県独自の養成研修の実施に取り組んでいる。
- 今後とも研修の実施等を通して、DMAT養成を推進する必要がある。

[現状] 災害拠点病院におけるDMAT(災害派遣医療チーム)数 23チーム (H26)

(要支援者(難病患者等)への医療的支援)

- 災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- 全県では在宅難病患者に貸与するための装置は、患者数を上回っているものの、各保健所の圏域別にみると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働き掛けなどを行っていく必要がある。
- 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- 今後も、随時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0% (H26)

《医療情報のバックアップ体制の構築》【保健福祉部】

- 東日本大震災津波においては、医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出し、患者の過去の診療状況や服薬履歴が分からなくなるなど、その後の診療に支障を来したことから、医療情報を電

子化するとともに、遠隔地へバックアップする体制を構築する必要がある。

- 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するとともに、医療情報のバックアップが図られるよう取り組んでいく必要がある。

[現状] 電子カルテを導入している病院数 23 施設 (H24)

周産期医療情報ネットワークへの参加割合（市町村及び分娩取扱等医療機関） 98.6% (H26)

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

- ドクターヘリを運航し、平時には県内全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMA T搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。
- 平成 25 年 4 月から試行的に実施していたドクターヘリの北東北三県広域連携について、平成 26 年 10 月に三県知事による協定を締結して正式に運航を開始するとともに、試行期間の運航実績や県境地域からの要望等を踏まえ、一部運航ルールの見直しを実施済み。
- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。
- ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関との連携を密にするとともに、出動事例の事後検証を行うことで、より効果的な運用を図る必要がある。

[現状] ドクターヘリの年間運航回数 423 回 (H26)

北東北三県ドクターヘリ広域連携の運航実績（三県計） 36 回 (H25. 4~H27. 5)

《福祉避難所の指定・協定締結》【保健福祉部】

- 福祉避難所の指定・協定締結済の市町村は 25 市町村であるが、福祉施設等との協議や検討に時間を要していることなどにより全市町村での協定締結に至っていない状況であり、その割合は、全国と同程度となっている。
- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業者との協議が進むよう、市町村の取組を促進する必要がある。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) 全国 75.4% (H26)

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》【保健福祉部】

- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成（名簿作成済みかつ地域防災計画の必要な修正が完了）は、11 市町村にとどまっており、災害時において円滑な避難支援を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を通じて、避難行動要支援者名簿の速やかな作成を促進する必要がある。
- 国の取扱指針に基づき、平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、事前に避難支援等関係者に情報提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を促進する必要がある。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H26)

《感染症対策》【保健福祉部】

- 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防、拡大防止等）を実施する感染制御支援チームを結成している。

- 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、有事に備える必要がある。
- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、有事の連携体制の構築に努めている。
- 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMATなどとの連携について、検討を進める必要がある。

[現状] I C A T (感染制御支援チーム) の結成 常設可 (H24)
 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年 2 回 (H26)

《要支援者への支援》【環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは 34 チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる「岩手県災害福祉広域支援推進機構」の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。
- 災害時における要支援者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮等、「市町村避難所運営マニュアル」において具体的に明記し、市町村への周知を行っている。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26)
 「市町村避難所運営マニュアル」の配布 県内全市町村(全市町村保健師)へ配布 (H27)

(要支援者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援)

- 高齢者が避難所や仮設住宅などで生活する場合、孤立化や生活不活発病を防止することが必要であり、住民主体の介護予防や通いの場の充実に市町村が取り組んでいる。
- 認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解促進を図る必要がある。
- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会等と連携し、入所者の移送も含めた施設間の支援体制の構築を進めている。
- 障がい者が情報を入手する方法や災害時取るべき行動について詳しく記載した「障がいのある方たちの災害対応のてびき」を作成し、県内の障がい者に配付したほか、市町村、市町村社会福祉協議会等に対し、活用に関する説明会を開催し、周知を図っている。
- 災害時において、障がい者が必要な支援を受けられるよう「障がいのある方たちの災害対応のてびき」に添付している「おねがいカード」に、障がいの内容や、支援してもらいたい内容等を記入し、携行することについて、周知していく必要がある。

[現状] 認知症サポーター数 96,651 人 (H26)

(男女のニーズの違いに配慮した支援)

- 避難所等では、生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化される恐れがあることから、平常時から、女性のための相談窓口を開設し、気軽に相談できる体制を整えておく必要がある。
- 男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要がある。

(外国人への支援)

- 避難所では、被災者向けの生活情報の掲示物やアナウンス等が理解できない場合や各種書類の申請書の記入ができないなど、対応に苦慮するケースがみられるため、より外国人県民等を支援できる体制整備を進め

る必要がある。

- 平時に外国人のコミュニケーションのサポートとしてコールセンターがあるが、災害時にも必要な情報を届けることができる方法が必要である。

(福祉関係機関の連携体制の構築)

- 大規模災害の発災に備え、予め県内の地域を複数の広域ブロックに区分し、相互のブロック毎に支援を行う体制について協定（岩手県社会福祉協議会広域ブロック災害時相互支援協定）を締結している。
- 発災時に被災地域への支援が迅速、円滑かつ効果的に行われるよう、平常時から相互のブロックが連携した取組を行っている。

(災害用医薬品等の確保)

- 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアルを策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 災害時協定の締結件数 4者 (H26)

(こころのケア体制の確保)

- きめ細やかなこころのケアを継続的、長期的に行うための「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に設置するとともに、「地域こころのケアセンター」を沿岸4地域（久慈・宮古・釜石・大船渡）に設置している。
- センター等の中長期的な運営による被災者のこころのケアの実施はもちろん、支援者支援のための研修や個別相談等も継続している。
- 今後とも、こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施していく必要がある。

(児童生徒の心のサポート)

- 東日本大震災津波で被災した児童生徒等の心のサポートのために、国の事業を活用し、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣を行っている。
- 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置についても拡充している。
- 児童生徒の心のサポートのための教員研修も行っており、平成26年度には、112回、2,543人が参加した。
- 教員及びスクールカウンセラー等によるきめ細かな心のサポートの基礎データを確認するために、全公立小・中・高・特別支援学校を対象に、「心とからだの健康観察」を継続している。
- 臨床心理士や社会福祉士の資格を有する人材の確保が、県北・沿岸部を中心に厳しい状況にある。
- 児童生徒の心のサポートは、中長期にわたり取組を進めていく必要がある。

(動物救護対策)

- 災害時の動物救護については、(一社)岩手県獣医師会、動物愛護団体等と協定を結び救護体制を整備するとともに、策定済の「災害時の動物救護マニュアル」において災害時の具体的対策について定めているほか、動物との同行避難の重要性について周知を図っている。
- 今後も、防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、随時、協定及びマニュアルを見直す必要がある。
- 市町村が策定する地域防災計画における動物救護対策の記載の促進、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかける必要がある。

[現状] 協定締結団体 11団体

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

- 平成 26 年 3 月に策定した岩手県防災ボランティア活動推進指針に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

- 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援などの高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。
- 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。
- 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。
- 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。

| | | |
|------|------------------|------------|
| [現状] | 災害医療コーディネーター研修回数 | 2 回 (H25) |
| | 災害医療従事者研修の実施回数 | 4 回 (H25) |
| | 介護福祉士等修学資金年間貸付人数 | 52 人 (H26) |

4) 産業分野

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》【商工労働観光部】

- 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体） 31 者（H26）

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

- 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（(公社)岩手県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）との協力体制を構築している。
- 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築する必要があるが、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等については、より具体的な整備が求められる。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数 2 件（H26）

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。

[現状] BCP セミナーへの参加事業者数 大企業 4 社 中小企業 52 社（H25）

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

（制度融資による円滑な資金供給）

- 災害発生後、罹災した中小事業者が早期に事業を再開できるよう、災害救助法の適用を受けた市町村区域等を対象に、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動している。
- 昨今では局所的な豪雨災害等が頻発しており、対象範囲を特定の市町村区域に限定することが適当でない場合がありうる。
- 貸付対象については、災害救助法の適用区域に関わらず、知事が特に認める災害として、弾力的な運用を図る必要がある。

[現状] 中小企業災害復旧資金の貸付件数 11 社（H25）

（甚大な災害発生時における相談対応）

- 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。
- 発災時から当面の間開設しているが、県が直接対応できる支援は限られ、実際の相談件数は少ない。
- 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、必要な情報提供を行う。

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【商工労働観光部】

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結している。
- 県石油商業協同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、経済産業省の石油

製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟） 2者（H26）

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

- 災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- 県石油商業協同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 医療・物流等を考慮し、予め緊急車両の定義・手続きの確定をしておく必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟） 2者（H26）

《石油コンビナート等防災体制の整備》【総務部】

- 久慈国家石油備蓄基地に係る総合的な防災対策の推進を図り、地域住民の身体及び財産を災害から保護するため、岩手県石油コンビナート等防災計画に基づき、関係機関が連携し、防災訓練（隔年実施）を実施している。

[現状] 石油コンビナート等総合防災訓練の実施（隔年実施） 1回（H25）

《エネルギー供給体制の強化》【総務部】

- ガソリンスタンドや石油ガス充填事業場が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所や中核充填事業者の設置を進め、ハード、ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。
- 製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめとする燃料供給に必要な設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。

[現状] 中核充填事業者 8社（H26）

《石油製品の安定供給の確保》【商工労働観光部】

- 火災や自然災害等の災害予防計画に基づく防災力の強化を促進するほか、災害発生時における応急対策や迅速な復旧が行われるよう、体制を整える必要がある。
- 石油製品の安定供給を確保するため、経済産業省の地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金や石油製品流通網維持強化事業費補助金の活用の可能性を検討しながら、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換えや自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量器の設置、地下タンク等の放置防止、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業などを進めていく必要がある。

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部、農林水産部、企業局】

- 平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入は増加傾向にあり、既に太陽光発電については、岩手県地球温暖化対策実行計画（H23～32）の目標値を上回る水準で導入が図られている。
- 本県の賦存量が全国的に優位にある風力発電や地熱発電は、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。
- 県自らの率先した取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する必要がある。
- 非常時にも最低限のエネルギーを自給できるよう、地域の防災拠点等施設への再生可能エネルギー設備導入を進める等、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備を継続して進めていく必要がある。
- 一方、導入拡大を推進する上で、国民負担の増大や電力系統への接続制約などの課題が顕在化してきたこ

とから、固定価格買取制度の見直し等がなされたところであり、再生可能エネルギー導入への影響をみながら、施策を展開していく必要がある。

- 木質バイオマス燃焼機器の累計導入台数や、木質ペレット及び燃料チップの利用量は増加傾向にあり、引き続き、公共施設や民間施設への燃焼機器の導入促進や、木質燃料の生産体制の強化、需給情報の共有化による、燃料の安定供給体制整備を進める必要がある。

| | | | | |
|------|------------------------------|--------------|----|-------------|
| [現状] | 県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合 | 13.1% (H25) | 全国 | 7.2% (H24) |
| | 再生可能エネルギーによる電力自給率 | 18.9% (H26) | 全国 | 10.7% (H25) |
| | 産業分野の木質バイオマス導入事業者数 | 28 事業者 (H26) | | |
| | 再生可能エネルギーを活用した県営発電所 | 18 か所 (H26) | | |

《電力系統の接続制約等の改善》【環境生活部】

- 接続制約の解消に向け、電力系統の広域的運用の推進や送配電網の着実な整備、蓄電池などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実強化が重要であることから、継続して国に対して要望を行う必要がある。

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

- 本県の農林水産業は、生産物価格の下落など厳しい経営環境の中、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている。
- 農業においては、地域の中心となる経営体や、新規学卒者・Uターン者等の新規就農者の確保や経営力強化を進めるため、リーディング経営体育成事業や青年等就農給付金等の経営安定化の取組を進め、本県の農業の持続的な発展につながる取組を、効果的に推進する必要がある。
- 林業就業者数は、昭和 51 年以降減少していたが、平成 20 年度から増加に転じ、25 年度は横ばいで推移している。
- 林業事業体の大部分は小規模な事業体であり、不安定な雇用等、雇用環境の整備や事業量の安定確保等による経営体質強化が必要であり、(公財)岩手県林業労働対策基金の基金事業を活用した人材育成対策等の支援を実施していく必要がある。
- 東日本大震災津波により、甚大な被害を受けた水産業においては、被災漁業者を支援するため、緊急的・暫定的な雇用の場の確保と、漁船や養殖施設などの整備を進めてきた。
- 今後、地域漁業の再生を牽引できる、生産性・収益性の高い担い手を確保・育成していく必要がある。

| | | | | |
|------|--------------|--------------|----|---------------|
| [現状] | 先導的な経営体の育成数 | 20 経営体 (H26) | | |
| | 法人化した集落営農組織数 | 127 組織 (H26) | | |
| | 新規就農者数 | 246 人 (H26) | | |
| | 林業の現場技術者養成数 | 395 人 (H26) | | |
| | 新規漁業就業者数 | 40 人 (H26) | 全国 | 1,686 人 (H26) |

《建設業の担い手の育成・確保》【県土整備部】

- 復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があることから、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。
- 引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。
- 建設業の経験のある離職者や新規卒業者、在職者等を対象に、技能等の取得用研修を開催している。
- 復旧・復興に必要な型枠大工や鉄筋作業従事者等技能者の育成と確保のため、引き続き建設業の入職促進・人材育成への取組を進めていく必要がある。

| | | |
|------|----------------------|-------------|
| [現状] | 経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 | 587 人 (H26) |
|------|----------------------|-------------|

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

- 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークが中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業は、開発力やマネジメント力といった幅広い知識を有した人材を求めている。
- 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

（農地の集約化）

- 担い手への農地集積面積は、平成 20 年度以降横ばいで推移している。
- 地域農業マスタープランが作成された地域を、農地中間管理機構（(公社)岩手県農業公社）が実施する農地中間管理事業の重点区域に位置付け、農地集積協力金等の活用により、地域の中心となる経営体への農地集積を進めている。
- 地形的に不利な中山間地域等において農地集積が進まない等の課題があるが、制度の周知のほか中山間地域への支援強化により、継続して担い手への農地集積を進めていく。

[現状] 農地集積面積 82,026ha (H26)

（効率的かつ安定的な林業経営基盤の構築）

- 林業事業体の雇用環境整備や、事業量の安定確保等による経営体質強化のため、森林経営計画の作成支援を通じた森林施業の集約化と計画的な路網整備、森林整備事業による間伐や伐採跡地への造林などを継続して支援する。

[現状] 造林面積 733ha (H26)

（漁業生産基盤の効率的な活用促進）

- 東日本大震災により被災した養殖施設を早期に復旧することが必要である。
- 養殖業者や養殖従事者などの減少に応じた生産体制の見直し、単位施設当たりの生産性向上のため、養殖漁場等の有効かつ効率的な活用を促進する。

[現状] 養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数 7.8 台 (H26)

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

- 東日本大震災津波で被害を受けた地域において、被災農家経営再開支援事業により、農業者に対し経営再開のための支援金を交付し営農再開の支援を行っており、90%以上の経営体が営農再開している。
- 一部津波被害のあった経営体においては、営農再開が進まない状況も見られるが、農業者や市町村の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく。

[現状] 営農再開の状況 97.1% (H26)

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
- 災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食品製造事業者の商品開発から販路開拓、更には生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化する、本県食産業の持続的発展に向けた取組を推進する必要がある。

5) 国土保全・交通分野

《道路施設の災害対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策の推進)

- 道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施しており、要対策箇所と位置づけられた 165 箇所のうち、97 箇所の対策工事が完了している。
- 概ね計画どおりの進捗となっており、要対策箇所の調査設計、用地の取得等を進めているところ。
- 大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことが出来るよう、引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。
- 農産物の流通向上などを目的に整備された農道（農道橋、トンネル）や、森林整備の促進や林業生産性の向上などを目的に整備された林道（林道橋、トンネル）については、農山村地域の生活道路としての機能のほか、大規模災害時における被災地への食料供給機能など、緊急時の輸送路等としての機能を有している。
- 今後も、安全かつ効率的に結ぶ農道網や林道網を整備するとともに、老朽箇所の点検診断や補強等の保全対策、災害時の情報収集、応急復旧等を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

| | | |
|---------------------------|-------------|----------------|
| [現状] 道路法面など防災施設の対策率 | 58.8% (H26) | 全国 60.0% (H24) |
| 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 | 1.0% (H25) | 全国 20.0% (H25) |
| 林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 | 68.0% (H25) | |

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 橋脚の倒壊や落橋のおそれのある橋梁について、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム」及び「岩手県東日本大震災復興計画（復興実施計画）」に基づき耐震補強工事を実施しており、耐震補強が必要な 277 橋梁のうち、210 橋梁の対策工事が完了している。
- 東日本大震災復興事業の本格化により労働者や資材が不足し、入札不調による事業進捗に遅れがある。
- 複数の発注件数を大括り化や債務負担工事による適切な工期設定などにより入札不調対策に取り組み、計画的な耐震補強工事を推進する。
- 高規格幹線道路の供用率は 73%と、全国平均 75%を下回っている状況であり、復興道路も計画延長 393 kmに対し供用済延長 123 km、供用率 31%に留まっている状況であり、事業の円滑な促進のため、関係機関との調整に努めているところ。
- 東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。
- 大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

| | | |
|----------------------------------|-------------|----------------|
| [現状] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 | 75.8% (H26) | 全国 79.0% (H24) |
| 高規格幹線道路等の供用率 | 55.9% (H26) | |

《既存道の駅の防災拠点としての機能強化》【県土整備部】

- 道の駅 20 施設について、大規模災害発生時に備え、情報提供装置の更新や自家発電機の設置、受水槽の改修などの防災機能強化を実施している。
- 平成 26 年度末時点で進捗率 0%となっているが、自家発電機の設置や受水槽の改修等については完了しており、情報提供装置の更新のみが対応未了となっている。
- 引き続き計画的な防災機能の強化を実施し、支援活動の拠点となるための整備を推進する必要がある。

| | |
|-----------------------|------------|
| [現状] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 | 0.0% (H26) |
|-----------------------|------------|

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等は、概ね整備が完了している。
- 今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要がある。

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

- 豪雪等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、平成 26 年 11 月に公布・施行された災害対策基本法による事前通行止めや緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去を検討することとしている。
- 災害対策基本法に基づく車両の損傷や民有地使用における障害物の処分に対する補償問題への具体的対応について基準が明確にされていないため、実施に先立ち不明事項の整理が課題である。
- 災害対策基本法に基づく道路の通行止め情報や迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進めていく必要がある。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要があり、三陸鉄道や IGR が行う安全性の向上に資する設備の整備に対して国と連携して支援を行っている。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関が連携して情報収集を行い、共有化を図るなど、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。

《津波防災施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

（津波防災施設の整備）

- 平成 26 年末現在、県が所管する津波防災施設の要整備区間総延長 69.4 k m に対する整備済総延長は 25.2 k m となっている。
 - 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、施工確保対策等の取組や現場に応じた創意工夫をしながら、津波防災施設等の整備を早急に進める必要がある。
- [現状] 津波防災施設の整備率 36.3% (H26)

（海岸水門等操作の遠隔化・自動化）

- 海岸水門等について、閉鎖作業が必要な施設の自動閉鎖を図ることとしている。
 - 水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、水門本体工事の整備と併せて自動閉鎖システムの構築、工事発注に向けて具体的な取組を進めていく必要がある。
- [現状] 海岸水門等操作の遠隔化・自動化整備完了地区数 0 地区 (H26)

（津波防災地域づくり）

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、津波痕跡調査を実施している。
 - 学識経験者の指導・助言を得ながら、津波痕跡調査を取りまとめるとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討などを進めていく必要がある。
- [現状] 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画策定市町村 0 市町村 (H26)

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

（港湾施設の耐震・耐津波性能の強化）

- 県内港湾の耐震強化岸壁整備割合は、全国に比較して低い水準にあるが、東日本大震災津波発災以降、耐

震強化岸壁の整備を進めているところ。

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うために、平時より、岸壁の耐震・対津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。

[現状] 耐震強化を計画している岸壁の整備割合 33.0% (H26) 全国 66.0% (H23)

(港湾における業務継続体制の整備)

- 県内にある重要港湾4港において、業務継続計画（BCP）を策定済みである。

[現状] 重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合
100.0% (H27) 全国 3.0% (H24)

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

- 地域防災計画の海上輸送拠点に位置付けられている漁港においては、災害時に近隣漁業集落へ緊急物資や人員などを輸送する拠点として重要な役割を担うため、岸壁及び防波堤等の耐震・耐津波の強化を図る必要がある。

[現状] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25)

《港湾・漁港における避難対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

- 港湾利用者の避難対策推進のため、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等を進める必要がある。
- 漁港利用者の避難対策推進のため、漁業者等を安全な高台へと誘導する施設が必要である。

[現状] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H25)

《津波防災に関する出前講座等の実施》【県土整備部】

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。

《河川改修等の治水対策》【県土整備部】

(河川整備)

- 近年に浸水被害を受けた箇所など、重要性和緊急性の高い約5kmの区間について、着実に整備を進めている。
- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

[現状] 河川整備率（国管理） 49.7% (H26)

河川整備率（県管理） 48.6% (H26)

(洪水浸水想定区域の指定)

- 水防法に基づき、水位周知河川に指定された河川については、浸水想定区域の指定が義務付けられており、19市町村において洪水浸水想定区域を指定済み。
- 洪水浸水想定区域の指定にあたっては、近年の洪水被害等を勘案し、緊急性の高い河川について優先的に指定を進めているところ。
- 今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。

[現状] 洪水浸水想定区域を指定した市町村（累計） 19市町村 (H26)

(洪水ハザードマップの作成)

- 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、北上川沿川を中心に、22市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済

みである。

- 今後、洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域の指定を進めていくとともに、未作成の市町村に対し、ハザードマップ作成のための助言等を行っていく必要がある。

[現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村 22 市町村 (H26)

《砂防施設の整備等による土砂災害対策》【県土整備部】

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の整備を進めているが、土砂災害危険箇所整備率が低い状況にある。
- 今後は、災害履歴がある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等の整備を重点的に進める必要がある。
- 土砂災害により著しい被害が生じるおそれがある区域に立地する住宅等については、住宅の建替え等の時期を捉えて移転、改修を行うなど、土砂災害からのリスクを考慮したまちづくりを進める必要がある。

[現状] 土砂災害危険箇所整備率（人家 5 戸以上の箇所） 12.3%(H26)

《農山村地域における防災対策の推進》【農林水産部】

- 農業・農村の有する洪水防止や土砂崩壊防止機能など、多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
- 地震や大雨等を起因とする、ため池や農業用ダムからの漏水や決壊などによる二次被害を防止するため、計画的にため池等の点検・診断を行うほか、ため池の決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。
- 大雨や地震等による山地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置や、機能の低下した森林の整備を進め、森林が持つ土砂流出防備などの公益的機能を維持・強化する必要がある。

[現状] ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) 全国 40.0% (H25)
ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査(レベル2 診断)の実施割合 0.0% (H25) 全国 40.0% (H24)
ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) 全国 30.0% (H24)
山地災害防止機能が確保された集落数 951 集落 (H26) 全国約 55 千集落 (H25)

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

（津波避難計画の策定）

- 県では市町村の津波避難計画の策定を支援するため、平成 16 年度に津波避難計画策定指針を作成しており、沿岸 9 市町村が計画を策定している。
- 今後、未策定の市町村に対し、当指針に基づいて計画を策定するよう、助言等を行う必要がある。

[現状] 津波避難計画を策定した市町村 9 市町村 [75.0%] (H26)

（土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表）

- 県内の土砂災害警戒区域の指定状況は、平成 26 年度末時点で全国と比較すると 30 ポイント以上低い状況にあり、県民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査に多額の費用が必要であるほか、住民説明会の開催等に多大な時間を要している。
- 今後は、基礎調査を早急に進めるとともに、関係市町村と連携して区域指定を推進する必要がある。

[現状] 土砂災害警戒区域指定割合(指定数/土砂災害警戒区域の総区域数の推計値)

23.7%(H26) 全国 61.2%(H26)

土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率(基礎調査実施数/土砂災害危険箇所)

34.1%(H26) 全国 65.5%(H26)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要がある、9市町村で作成済みである。
- 今後は、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップ未作成の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、土砂災害ハザードマップの作成の促進を図る必要がある。

[現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

9市町村[27.3%](H26) 全国 840市町村[48.9%](H26)

(火山ハザードマップの策定)

- 常時観測3火山(岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山)のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山ハザードマップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明(研究)が進んでいないことから、取組が進められていない。
- 火山ハザードマップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山[66.6%](H26)

(登山者の安全対策)

- 登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。

《住民等への情報伝達の強化》【県土整備部】

(災害情報の円滑な伝達)

- 鉄道・旅客・空港の利用者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。

(水位周知河川の指定)

- 県では水位周知河川の指定について、平成16年度から、流域内に人口及び資産が集中する河川、過去に浸水被害が発生した河川、防災に関する地域のニーズが強い河川に該当する河川を優先的に進め、現在、21河川25区間が指定となっている。
- 引き続き、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていく必要がある。

(土砂災害警報情報の周知)

- 大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、県と盛岡地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を市町村単位で発表している。
- 過去の土砂災害において、土砂災害警戒情報を発表する前に土砂災害が発生した場合があり、精度に課題があるとともに、危険が切迫している地域であっても避難に結びつかないなど、情報提供のあり方に課題が生じている。
- 今後は、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民の避難行動につながる分かりやすい情報提供を実施していく必要がある。

《空港の体制整備》【総務部、県土整備部】

(大規模災害時の空港運用体制の構築)

- 大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などを定めた空港保安管理規程が定められている。
- 東日本大震災津波発災時のように空港が 24 時間体制で運用された場合、空港事務所の職員体制のみでは対応不可能であることから、空港業務経験を有する職員の応援体制をあらかじめ構築しておく必要がある。
(広域防災拠点としての受入体制の整備)
- 大規模災害時に空港が広域防災拠点として、応援への受入れや災害医療活動、支援物資受入業務を迅速かつ適切に行えるよう、受入れ体制の構築が必要である。

《河川等の維持管理計画の策定》【県土整備部】

(河川・海岸・ダム施設の維持管理計画の策定)

- 水門、樋門、陸閘の一部について個別施設計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

(砂防施設の維持管理計画の策定)

- 砂防設備については個別施設計画を策定済みであるが、地すべり対策施設及び急傾斜地崩壊防止施設については未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、地すべり対策施設及び急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

(道路施設の維持管理計画の策定)

- 橋梁・舗装・シェルター・シェッドについては、個別施設計画を策定済みであるが、道路トンネルについて、個別施設計画の策定が未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

(港湾施設の維持管理計画の策定)

- 港湾施設が東日本大震災津波により被災したため、個別施設計画の策定が未了である。
- 今後、復旧した港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画の策定を進めて行く必要がある。

(空港施設の維持管理計画の策定)

- 空港施設の個別施設計画は策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進する。

《県営発電施設の災害対応力の強化》【企業局】

- 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を進める必要がある。

[現状] 県が所有する発電施設及び管理所等の耐震化率 50.0% (H26)

《工業用水施設の耐震化》【企業局】

- 県が所管する工業用水施設(管路)の耐震化率は、平成 26 年度末で 53%となっている。
- 大災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新(耐震化)を今後も進める必要がある。

[現状] 県工業用水道施設(管路)耐震化率 53.0% (H26) 全国 28.0% (H22)

《ダムの防災対策》【県土整備部】

- 被災等による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行えるための管理用発電を予定して

いた6ダム全てにおいて導入済みである。

[現状] 県管理ダムにおける管理用発電の導入率 100.0% (H26)

《旧松尾鉦山新中和処理施設の稼働の継続》【環境生活部】

- 本施設による処理が継続できなくなった場合、強酸性の坑廃水が赤川へ流入し北上川本川を汚染し、その影響は、工業用水、農業用水等に及び、年間約500億円の被害が予測されている。
- 自然災害発生時でも稼働停止というリスクから避けるため、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。

《耕作放棄地の発生防止・活用》【農林水産部】

- 地域農業再生協議会を中心に、地域農業マスタープランの実践を通じ、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいる。
- 荒廃農地の調査の適切な実施や、関係機関・団体による耕作放棄地の再生利用、発生抑制のための仕組みづくり等の取組を推進する必要がある。

[現状] 農地集積面積 82,026ha (H26)

《森林資源の適切な保全管理》【農林水産部】

(適切な森林整備の推進)

- 市町村森林整備計画は、全ての市町村において整備済みであり、土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源を、適切に保全管理するため、森林整備事業や森林整備加速化・林業再生交付金事業等により、間伐による適切な森林整備を継続して推進する必要がある。

[現状] 間伐面積 7,116ha (H25) 全国 488,000ha (H24)

造林面積 733ha (H26)

(県民への普及啓発)

- 森林を良好な状態で次代に引き継ぐためには、県民の理解が不可欠であり、「県民参加の森林づくり促進事業」や、「いわて森のゼミナール推進事業」による児童生徒や一般県民への森林・林業に対する理解を深める機会の提供、山火事を防止するための「声掛け運動」、農林水産省の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用した、山火事の初期消火体制の整備等、地域の防災体制を強化する取組について、更に充実・強化を図ることが必要である。

(地域住民等の活動支援)

- 地域住民、森林所有者、NPO等が行う里山林などの保全管理の活動が、山村活性化につながるよう、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、いわて里山再生協議会による各種団体の森林保全活動の支援を継続・強化する必要がある。

[現状] 交付金事業実績 86団体 (H26)

(シカによる被害防止)

- シカ対策は、管理計画により、捕獲目標数の設定や被害防除対策等の総合対策を推進してきたが、生息域は拡大傾向にある。
- これまで、森林整備事業による忌避剤の塗布や防護柵の設置を行っており、引き続き市町村や関係機関と連携しながら、生息域の拡大の監視、生息域・被害状況の分析を行うほか、狩猟規制の緩和や沿岸部での狩猟免許試験の実施など、捕獲を促進する対策を進める必要がある。

[現状] 林木被害の実損面積 16ha (H26) 全国 6,500ha (H25)

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

- 被災により食料需給に甚大な影響を及ぼさないよう、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の耐震化や津波対策、老朽化対策を着実に推進する必要がある。

| | | | |
|------|--|------------|----------------|
| [現状] | 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 | 1.0% (H25) | 全国 20.0% (H25) |
| | ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査(レベル2診断)の実施割合 | 0.0% (H25) | 全国 40.0% (H24) |
| | 漁港施設の機能保全計画策定割合 | 0.0% (H25) | 全国 56.0% (H25) |
| | 陸揚岸壁や防波堤が耐震・耐津波強化された流通・生産拠点漁港の割合 | 0.0% (H25) | 全国 40.0% (H25) |

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害が発生した場合に、県と関係団体（県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行なうなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し、災害廃棄物対策指針に基づく早期の計画策定について助言等を行う必要がある。
- 津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要がある。
- 毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときには、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

| | | |
|------|-----------------------|-------------|
| [現状] | 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 | 48.5% (H26) |
| | 毒物及び劇物取扱施設に対する立入調査実施率 | 55.4% (H26) |

《地籍調査の実施》【農林水産部】

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査等の推進を図る必要がある。

| | | | |
|------|---------|-------------|----------------|
| [現状] | 地籍調査進捗率 | 84.0% (H25) | 全国 51.0% (H25) |
|------|---------|-------------|----------------|

《温泉供給の維持》【環境生活部】

- 災害が発生した場合、温泉事業者と連携して、源泉及び温泉供給施設等の被災状況を確認できる体制を構築する必要がある。

【横断的分野】

1) リスクコミュニケーション分野

《ハザードマップによる災害危険箇所等の周知》【総務部、農林水産部、県土整備部】

(洪水ハザードマップの作成)

- 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、北上川沿川を中心に、22市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。
- 今後、洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域の指定を進めていくとともに、未作成の市町村に対し、ハザードマップ作成のための助言等を行っていく必要がある。

[現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村 22市町村 (H26)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要がある、9市町村で作成済みである。
- 今後は、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップ未作成の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、土砂災害ハザードマップの作成の促進を図る必要がある。

[現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

9市町村 [27.3%] (H26) 全国 840市町村 [48.9%] (H26)

(内水ハザードマップの作成)

- 岩手県独自の取組目標として、「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン2010）」では、平成11年度～20年度の10年間に浸水被害が発生した21市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとしており、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、平成26年度末で8市町村となっている。
- 今後、未作成の市町村に対し作成方法を情報提供するなどし、策定の促進を図る必要がある。

[現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 38.0% (H26)

(ため池ハザードマップの作成)

- 地震や大雨等を起因とした、ため池や農業用ダムからの漏水、決壊などによる二次被害を防止するため、ため池決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成、住民への公表を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード、ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

[現状] ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) 全国 30.0% (H24)

(火山ハザードマップの作成)

- 常時観測3火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山ハザードマップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明（研究）が進んでいないことから、取組が進められていない。
- 火山ハザードマップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山 [66.6%] (H26)

《要支援者への支援体制の充実》【保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成（名簿作成済み

かつ地域防災計画の必要な修正が完了)は、11市町村にとどまっております、災害時において円滑な避難支援を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を通じて、避難行動要支援者名簿の速やかな作成を促進する必要があります。

- 国の取扱指針に基づき、平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、事前に避難支援等関係者に情報提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を促進する必要があります。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 福祉避難所の指定・協定締結済の市町村は25市町村であるが、福祉施設等との協議や検討に時間を要していることなどにより全市町村での協定締結に至っていない状況であり、その割合は、全国と同程度となっている。
- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業者との協議が進むよう、市町村の取組を促進する必要があります。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) 全国 75.4% (H27)

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは34チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる「岩手県災害福祉広域支援推進機構」の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要があります。
- 災害時における要支援者(要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等)への支援について、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮等、「市町村避難所運営マニュアル」において具体的に明記し、市町村への周知を行っている。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26)

「市町村避難所運営マニュアル」の配布 県内全市町村(全市町村保健師)へ配布 (H27)

(社会福祉施設等との連携)

- 介護老人福祉施設等の被災時を想定し、岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会等と連携し、入所者の移送も含めた施設間の支援体制の構築を進めている。

(要支援者(難病患者等)への医療的支援)

- 災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- 全県では在宅難病患者に貸与するための装置は、患者数を上回っているものの、各保健所の圏域別にみると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働き掛けなどを行っていく必要がある。
- 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- 今後も、随時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0% (H26)

(災害用医薬品等の確保)

- 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアルを

策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。

- 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 災害時協定の締結件数 4者 (H26)

《防災情報提供・普及啓発の充実》【総務部、県土整備部、教育委員会事務局】

(土砂災害警報情報の周知)

- 大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、県と盛岡地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を市町村単位で発表している。
- 過去の土砂災害において、土砂災害警戒情報を発表する前に土砂災害が発生した場合があり、精度に課題があるとともに、危険が切迫している地域であっても避難に結びつかないなど、情報提供のあり方に課題が生じている。
- 今後は、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民の避難行動につながる分かりやすい情報提供を実施していく必要がある。

(災害情報の円滑な伝達)

- 県立文化施設等(図書館・美術館・博物館等)の来館者、鉄道・旅客・空港の利用者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。
- J-アラートと防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段を自動起動機による接続については、全市町村で対応済み。

[現状] Jアラートと災害情報伝達機能を接続した市町村(自動起動機整備市町村)

33市町村 [100.0%] (H26)

(登山者の安全対策)

- 登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。

(防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発)

- 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練を始めとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- 地域防災サポーターを市町村に派遣し、防災知識向上に向けた講演等も行っている。
- 今後も防災知識の普及啓発のため、訓練や地域防災サポーターの派遣に加え、広報誌、県政番組等を利用した取組を継続して行っていく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年1回

県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26)

《学校における防災教育等の推進》【総務部、県土整備部、教育委員会事務局】

(学校防災体制の確立)

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定した。
- 各学校では、これらをもとにマニュアルの見直しを行い、各校や地域の実情に応じた避難訓練等を実施しているが、より一層家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、学校の防災体制の確立を図っていく必要がある。

(防災教育の推進)

- 県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したところ。
- 今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、必要な研修等を行っていく必要がある。
- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。

[現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類

防災教育研修会への参加市町村 33市町村 [100.0%] (H26)

(復興教育研修会の開催)

- 平成26年5月に復興教育副読本を発行、県内公立小中学校(特別支援学校含む)に配架し、各学校で副読本を活用した復興教育・防災教育に取り組んでいる。
- 副読本は、津波をはじめ様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう、学校へ働きかけていく必要がある。

《関係機関との連携の促進》【総務部、政策地域部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、 農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

- 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な訓練を行っており、県・市町村・防災関係・NPO・ボランティア団体等の多様な機関が連携し、市町村における避難勧告等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策に繋げていくことが必要である。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年1回

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づき、毎年度実施されている。
- 広島市の土砂災害や、御嶽山の噴火災害における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 東日本大震災津波時には、28都道府県から、延べ4,770隊17,701名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- 目標登録隊数の大幅増をはじめとする緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更を踏まえ、新たな登録の推進を図る必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助、救急活動を効果的に行うことができるよう、合同訓練において、自衛隊ヘリ、警察ヘリ、消防ヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリが参加して訓練を実施している。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年1回 (H26)

緊急消防援助隊登録数 72隊 (H26) 全国4,694隊 (H26)

(災害時連携体制整備)

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。
- 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- 災害時における漁港・漁場関係公共土木施設等の応急対策等を迅速に実施するため、(一社)全日本漁港建設協会岩手県支部と、災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定を締結しており、本協定を維

持しながら、建設業者との連携を図っていく。

- 農村における災害発生初期段階の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊(N S S)」を構築し、農村整備室や岩手県土地改良事業団連合会、農村災害復旧専門技術者等の連携体制を整えている。

[現状] 災害協定締結数(県土整備部関係) 8 団体 (H22)

災害協定締結数(農林水産部関係) 1 団体 (H25)

(水道災害訓練)

- 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先との関係機関との連携を図っている。
- 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年 1 回 (H26)

(防災訓練の推進)

- これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。
- 各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災訓練が行われることが望ましいが、平成 26 年度においては 4 町で訓練を実施していない。
- 今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。
- 県ではこれまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施してきたところ。
- 今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するに当たり必要となる支援を行っていく必要がある。

[現状] 県における図上訓練の実施回数 3 回 (H26)

防災訓練を実施した市町村 29 市町村 [88.0%] (H26)

市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3 市町村 (H26)

(孤立集落を想定した防災訓練の実施等)

- 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。
- 孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある 378 集落のうち 201 集落に防災行政無線等の通信手段が配備されている。
- 通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働き掛ける必要がある。
- 通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

[現状] 孤立可能性のある集落数 378 集落 (H25) 全国 19,145 集落 (H25)

孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率 53.2% (H25) 全国 50.0% (H25)

(防災ヘリコプターの円滑な運航の確保)

- 大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートを確保する必要がある。
- 防災航空隊の効果的な部隊運用を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できるヘリコプター動態管理システムを導入し運用を図っている。
- 大規模災害等が発生し、他の都道府県防災航空隊の部隊の応援を受ける際に、知事の要請に基づき消防本部が防災航空隊に派遣する消防職員を予め登録し、航空消防防災活動を支援する体制を整えている。
- ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、課題等の検討や調整を行っている。

(ドクターヘリの円滑な運行の確保)

- ドクターヘリを運航し、平時には県内全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMA T搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。
- 平成 25 年 4 月から試行的に実施していたドクターヘリの北東北三県広域連携について、平成 26 年 10 月に三県知事による協定を締結して正式に運航を開始するとともに、試行期間の運航実績や県境地域からの要望等を踏まえ、一部運航ルールの見直しを実施済み。
- ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関との連携を密にするとともに、出動事例の事後検証を行うことで、より効果的な運用を図る必要がある。

[現状] ドクターヘリの年間運航回数 423 回 (H26)

北東北三県ドクターヘリ広域連携の運航実績 (三県計) 36 回 (H25. 4~H27. 5)

- ドクターヘリを運航し、平時には県内全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMA T搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。

[現状] ドクターヘリの年間運航回数 423 回 (H26)

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結している。
- 県石油商業協同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、経済産業省の石油製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2 者 (H26)

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、緊急車両等 (物資運搬用トラックを含む) への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 医療・物流等を考慮し、予め緊急車両の定義・手続きの確定をしておく必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2 者 (H26)

(感染症対策)

- 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策 (発生予防、拡大防止等) を実施する感染制御支援チームを結成している。
- 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、有事に備える必要がある。
- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、有事の連携体制の構築に努めている。
- 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMA Tなどとの連携について、検討を進める必要がある。

[現状] I C A T (感染制御支援チーム) の結成 常設可 (H24)

感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年 2 回 (H26)

(応急給水の確保に係る連携体制の整備)

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者に対し、応急給水資機材の整備の促進を図っている。
- 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数（民間企業） 3社（H26）

（水道施設の応急復旧）

- 円滑な応急対策のため、水道事業者による応急復旧用資機材の備蓄の促進を図っている。
- 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧 2団体（H26）

（支援物資の供給等に係る応援協定等の締結）

- 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体） 31者（H26）

（物流機能の維持・確保）

- 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（(公社)岩手県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）との協力体制を構築している。
- 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築する必要があるが、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等については、より具体的な整備が求められる。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数 2件（H26）

（県外自治体との広域応援・受援体制の整備）

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成 24 年 5 月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、カバー体制（北海道・東北ブロックは関東ブロック支援を基本）の確立、連絡調整機能の「全国知事会」への付与等、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応について規定されたところ。
- 平成 26 年 10 月には「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」の改正により、本県のカバー県を秋田県とする等、より実効性のある見直しを行ったところ。
- 今後、広域応援・受援に係る組織や実施体制について、平成 27 年 3 月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県広域応援ガイドライン」の内容を踏まえながら、各道県と共同で検討を継続していく必要がある。

（技術職員等による応援体制の構築）

- 現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。
- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に

働き掛けていくことが必要である。

- 農村における災害発生初期段階の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊(N S S)」を構築し、農村整備室や岩手県土地改良事業団連合会、農村災害復旧専門技術者等の連携体制を整えている。
- 大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。
[現状] 被災市町村の職員確保状況(充足率) 93.2%(H27)

(世界遺産登録資産の防災対策)

- 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の対処として「火災予防」、「震災時の避難」のほか「風害対策」「大雨時の土砂災害対策」「異常気象時の点検」の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- 実行性がある計画となるよう、地元自治体を中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。
- 所有者(管理責任者)による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
- 世界遺産である平泉の文化遺産や橋野鉄鉱山・高炉跡、世界遺産登録を目指している一戸町御所野遺跡が、地震、風水害等により被害を受けた場合に復旧を支援するとともに、資産と周辺の維持管理・パトロールを行いつつ、所有者・管理者・関係機関との日常的な連携・情報共有が必要である。

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害が発生した場合に、県と関係団体(県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合)が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行なうなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し、災害廃棄物対策指針に基づく早期の計画策定について助言等を行う必要がある。
- 毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときには、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。
[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5%(H26)
毒物及び劇物取扱施設に対する立入調査実施率 55.4%(H26)

2) 老朽化対策分野

《公共施設等の総合的・計画的な管理の推進》【総務部、県警本部】

(公共施設等総合管理計画の策定)

- 高度成長期に集中的に整備されたインフラその他の公共施設等が一斉に老朽化し、今後、大量に更新・修繕の時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化等による利用需要の変化が見込まれる。
- 厳しい財政状況、人口減少問題に直面する現状を踏まえ、将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置付けられる公共施設等総合管理計画を平成 27 年度に策定する。
- 平成 28 年度以降、順次、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組みを推進する必要がある。

[現状] 公共施設等総合管理計画の策定 県計画策定 (H27) 全国 11 県策定済み (H26)

※インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ) 行動計画 (平成 28 年度までに策定)

個別施設計画 (平成 32 年度までに策定)

《公営住宅の維持管理計画の策定》【県土整備部】

- 既存の公営住宅の維持管理計画は策定済みであるが、東日本大震災津波発災後に整備が進められている災害公営住宅については、個別施設計画が未策定である。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《上下水道施設の老朽化対策の推進》【環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局】

(水道施設の老朽化対策の推進)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国 34.8% (H25)

浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) 全国 22.1% (H25)

配水池の耐震化率 27.7% (H25) 全国 47.1% (H25)

(下水道施設の老朽化対策の推進)

- 布設後 50 年以上経過した管渠について、平成 24、25 年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠 3.9km について対策が必要とされ、平成 26 年度末で 0.3km が対策済みである。
- 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成 25 年度に緊急点検・調査を行い、マンホール 25 箇所と管渠 52 区間で腐食対策が必要とされ、平成 26 年度末時点でマンホールは 1 箇所、管渠で 2 区間が対策済みである。
- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 布設後 50 年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (マンホール) 4.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (管渠) 4.0% (H26)

(下水の維持管理計画の策定)

- 処理場、ポンプ施設については維持管理計画を策定済みであるが、管路施設の個別施設計画が未策定。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

(工業用水施設の老朽化対策の推進)

- 県が所管する工業用水施設 (管路) の耐震化率は、平成 26 年度末で 53%となっている。

- 大災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新（耐震化）を今後も進める必要がある。
- 施設全体についても老朽化対策を進める必要がある。

《道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進》【農林水産部、県土整備部、県警本部】

（道路施設の維持管理計画の策定）

- 橋梁・舗装・シェルター・シェッドについては、個別施設計画を策定済みであるが、道路トンネルについて、個別施設計画の策定が未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

（交通安全施設の老朽化対策の推進）

- 老朽化した交通安全施設の更新整備を行う必要がある。

（農林道等の老朽化対策の推進）

- 農産物の流通向上などを目的に整備された農道（農道橋、トンネル）や、森林整備の促進や林業生産性の向上などを目的に整備された林道（林道橋、トンネル）については、農山村地域の生活道路としての機能のほか、大規模災害時の食料供給など、緊急時の輸送路としての機能を有している。
- 道路管理主体である市町村との連携を密にしながら、計画的な点検診断を実施し、補修等の必要な老朽箇所への補強工事などの保全対策を適切に推進する必要がある。

[現状] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) 全国 20.0% (H25)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 68.0% (H25)

《港湾、漁港施設等の老朽化対策の推進》【農林水産部、県土整備部】

（海岸施設の維持管理計画の策定）

- 水門、樋門、陸閘の一部について維持管理計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

（港湾施設の維持管理計画の策定）

- 港湾施設が東日本大震災津波により被災したため、個別施設計画の策定が未了である。
- 今後、復旧した港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

（漁港施設の機能保全計画の策定）

- 水産業の発展及び水産物の安定供給を図るためには、漁港施設の老朽化対策を計画的に進めることが重要であり、機能診断及び機能保全計画の策定を進める必要がある。

[現状] 海上輸送拠点の漁港における耐震・耐津波強化対策漁港の割合 0.0% (H25)

漁港施設の機能保全計画策定割合 0.0% (H25) 全国 56.0% (H25)

《河川管理施設、ダム及び砂防施設の老朽化対策の推進》【県土整備部】

（河川・ダムの維持管理計画の策定）

- 水門、樋門、陸閘の一部について個別施設計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

（砂防施設の維持管理計画の策定）

- 砂防設備については個別施設計画を策定済みであるが、地すべり対策施設及び急傾斜地崩壊防止施設については未了となっている。

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、地すべり対策施設及び急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

《農地・農業用施設の老朽化対策の推進》【農林水産部】

（農林水産業の生産基盤の老朽化対策の推進）

- 大規模災害により、生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすため、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策など、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 農業・農村の有する洪水防止や土砂崩壊防止機能など、多面的機能を維持・発揮するため、農地集積による耕作放棄地発生未然防止や、日本型直接支払制度を活用した農地・農業施設の保全管理を推進する必要がある。
- 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、機能診断に基づく計画的な予防保全対策や適時適切な補修・更新など、ストックマネジメントの強化を行う必要がある。
- 治山施設の老朽化対策のため、緊急雇用創出事業を活用した機能診断を行っており、老朽化により補修が必要な箇所については、計画的に補修工事を行う必要がある。

[現状] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) 全国 20.0% (H25)

農村における機能保全対策実施済施設数 80 施設 (H26)

漁港施設の機能保全計画策定割合 0.0% (H25) 全国 56.0% (H25)

（ため池の老朽化対策の推進）

- 地震や大雨等を起因とした、ため池からの漏水や決壊などによる二次被害を防止するため、計画的にため池の点検・診断を行い、必要な対策を講じる必要がある。

[現状] ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H26) 全国 40.0% (H25)

《空港施設の維持管理計画の策定》【国土整備部】

- 空港施設の個別施設計画は策定済みであり、計画的で効率的な維持管理を推進する。

《県営発電施設の長寿命化対策》【企業局】

- 県営発電施設により発電する電力量の約4分の3は、運転開始後40年以上経過した施設に依存していることから、老朽化による長期供給停止を発生させないよう長寿命化対策を進める必要がある。

3) 人口減少・少子高齢化対策分野

《共助機能の維持・強化》【総務部、保健福祉部】

(消防団活動の充実強化)

- 消防団については、自主的に参加する地域住民により構成され、地域コミュニティの活性化につながっているが、社会情勢の変化等により進む消防団員の減少と高齢化の中において、団員の確保や安全対策の再構築が必要である。
- 市町村と連携しながら、消防団員の確保や消防団活動の充実強化に向けた取組を進める必要がある。

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成 25 年度に初めて全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。
- 東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域や県北地域においては 50%を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災サポーターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。
- 結成後の組織活性化のため、研修会を開催するとともに、消防庁の資機材無償貸付事業や、一般財団法人自治総合センターの助成等を活用した資機材の整備について支援する必要がある。

[現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国 80.0% (H26)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)

(防災ボランティアの活動支援)

- 平成 26 年 3 月に策定した岩手県防災ボランティア活動推進指針に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

《地域の防災に関する人材育成》【総務部、保健福祉部、県土整備部】

(防災人材の育成)

- 自主防災組織のリーダー研修会等に参加した市町村に限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。
- 岩手県地域防災サポーターの活用機会が増加しており、徐々にサポーター制度が定着してきているが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。

[現状] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)

県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26)

(災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成)

- 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援などの高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。
- 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。
- 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。
- 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。
- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは 34 チーム

ムとなっている。

- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる「岩手県災害福祉広域支援推進機構」の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

| | |
|-----------------------|-------------|
| [現状] 災害医療コーディネーター研修回数 | 2回 (H25) |
| 災害医療従事者研修の実施回数 | 4回 (H25) |
| 介護福祉士等修学資金年間貸付人数 | 52人 (H26) |
| 災害派遣福祉チーム数 | 34チーム (H26) |

(建設業の担い手の育成・確保)

- 復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があることから、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。
- 引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。
- 建設業の経験のある離職者や新規卒業者、在職者等を対象に、技能等の取得用研修を開催している。
- 復旧・復興に必要な型枠大工や鉄筋作業従事者等技能者の育成と確保のため、引き続き建設業の入職促進・人材育成への取組を進めていく必要がある。

| | |
|---------------------------|------------|
| [現状] 経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 | 587人 (H26) |
|---------------------------|------------|

《地域コミュニティの維持・強化》

【政策地域部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局】

(地域コミュニティ力の強化)

- 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域活動のリーダーの高齢化や、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。
- 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域づくりの担い手の人材育成を進めるとともに、市町村や地域づくり団体等に対する各種助成制度の有効活用を促し、多様な主体と連携しながら、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の取組を進める必要がある。
- 人口減少とともに地域公共交通機関の利用者も減少しており、路線収支悪化による路線廃止・便数削減等が行われるなか、路線バスにおいては路線の効率化や利用環境の整備等も必要となっている。
- 地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。
- 今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び地域公共交通の利用促進を図っていく必要がある。
- 災害発生時における、地域住民の対応能力の維持・向上や、発災後における地域コミュニティ機能の再構築のためには、地域コミュニティの活動の活性化や持続の取組が重要である。
- 多面的機能支払制度を活用した、農地・農業用施設の保全管理などの地域共同の取組や、農林水産省の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民や森林所有者、NPO等の里山林などの保全管理の活動等の支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

| | |
|------------------------|--------------------------|
| [現状] 元気なコミュニティ特選団体の認定数 | 137団体 (H26) |
| 農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 | 27.0%(H25) 全国 35.0%(H25) |

(学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援)

- 東日本大震災津波により、当面の新たなコミュニティ形成の必要性が生じているとともに、地域における災害時の対応力を向上するためのコミュニティを強化する必要があるため、国の事業を活用し、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援に取り組んでいる。

- 沿岸部においては、外部から支援を受けて事業を当該実施してきたが、今後の継続が課題となっており、研修機会の充実を図り人材育成を推進していくことが必要である。

[現状] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26)

(産業の体質強化)

- 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークが中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業は、開発力やマネジメント力といった幅広い知識を有した人材を求めている。
- 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

(農林水産業の担い手の確保)

- 県の農林水産業は、人口減少や高齢化の進行による担い手の減少などの課題を抱えている。
- リーディング経営体育成事業や、青年等就農給付金等の経営安定化の取組による、地域の農業の中心となる経営体の育成・経営力の強化や、(公財)岩手県林業労働対策基金の、基金事業を活用した林業の人材育成対策等の支援、地域漁業再生を牽引できる、生産性・収益性の高い水産業の担い手の確保・育成が必要である。

| | | |
|------------------|--------------|------------------|
| [現状] 先導的な経営体の育成数 | 20 経営体 (H26) | |
| 法人化した集落営農組織数 | 127 組織 (H26) | |
| 新規就農者数 | 246 人 (H26) | |
| 林業の現場技術者数 | 395 人 (H26) | |
| 新規漁業就業者数 | 40 人 (H26) | 全国 1,686 人 (H26) |

(空き家対策)

- 人口減少社会の到来に伴い、岩手県内でも空き家が増加しているところ。
- 空き家の中でも特に、倒壊の恐れがある空き家や密集市街地の空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている場合がある。
- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家(特定空家)の解体を促すこと、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率 13.8% (H25) 全国 13.5% (H25)

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地の集約化)

- (公社)岩手県農業公社は、農地中間管理機構として、高齢化等を背景とする離農者などから農地を借受け、効率的・安定的な経営を展開する、地域の中心となる経営体に農地集積を進めている。
- 地形的に不利な中山間地域等において農地集積が進まない等の課題があるが、制度の周知のほか中山間地域への支援強化により、継続して担い手への農地集積を進めていく必要がある。

[現状] 農地集積面積 82,026ha (H26)

(耕作放棄地の発生防止・活用)

- 農業者の高齢化や、離農による耕作放棄地の発生を防止するため、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による耕作放棄地の再生事業と、農地中間管理機構事業の農地集積を一体的に推進し、地域農業の担い手に当該農地を集積し、活用されるよう取り組んでいる。

- 農林水産業の担い手の育成・確保と併行し、荒廃農地の調査の適切な実施や、関係機関・団体による耕作放棄地の再生利用、発生抑制のための仕組みづくり等の取組を推進する必要がある。

[現状] 農地集積面積 82,026ha (H26)

(効率的かつ安定的な林業経営基盤の構築)

- 林業事業体の雇用環境整備や、事業量の安定確保等による経営体質強化のため、森林経営計画の作成支援を通じた森林施業の集約化と計画的な路網整備、森林整備事業による間伐や伐採跡地への造林などを継続して支援する必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26)

(森林資源の適切な保全管理)

- 土砂災害防止、洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理のため、森林整備事業や森林整備加速化・林業再生交付金事業等により、間伐による適切な森林整備を継続して推進する必要がある。
- 農林水産省の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用し、初期消火体制の整備等、地域の防災体制を強化する取組を行っており、更に充実・強化を図ることが必要である。

[現状] 間伐面積 7,116ha (H25) 全国 488,000ha (H24)

造林面積 733ha (H26)

(漁業生産基盤の効率的な活用促進)

- 東日本大震災により被災した養殖施設を、早期に復旧することが必要である。
- 養殖業者や養殖従事者などの減少に応じた生産体制の見直し、単位施設当たりの生産性向上のため、養殖漁場等の有効かつ効率的な活用を促進する必要がある。

[現状] 養殖ワカメ経営体当たりの養殖施設数 7.8台 (H26)

(生産技術の復旧支援体制)

- 東日本大震災津波で被害を受けた地域において、被災農家経営再開支援事業により、農業者に対し経営再開のための支援金を交付し営農再開の支援を行っており、90%以上の経営体が営農再開している。
- 一部津波被害のあった経営体において営農再開が進まない状況も見られるが、農業者や市町村の意見を踏まえながら、担い手確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。

[現状] 営農再開の状況 97.1% (H26)

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
- 災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食品製造事業者の商品開発から販路開拓、更には生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化する、本県食産業の持続的発展に向けた取組を推進する必要がある。